

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】 1347
- 収納事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】 1348
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1349
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1351
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1352

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】 1355
- 収納事務の委託【上下水道局海外・広域事業部広域事業課】 1356

北九州市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合農事センターの観賞大温室観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月16日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州農業協同組合	北九州市八幡西区穴生 一丁目8番2号	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

北九州市告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月16日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州農業協同組合	北九州市八幡西区穴生一丁目8番2号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1項及び第115条の20第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月16日

北九州市長 北橋健治

1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
特別養護老人ホーム陽光園ユニット	北九州市門司区大字田野浦1018番地	社会福祉法人陽光会	平成26年4月1日
サングリーン アネモス	北九州市八幡西区大字則松103番地	社会福祉法人北九州福祉会	平成26年4月1日
ユニット型 特別養護老人ホーム 悠久の里	大分県中津市大字永添945番地	社会福祉法人三光会	平成26年4月1日
特別養護老人ホームむさし苑地域密着型	福岡県筑紫野市湯町二丁目9番2号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会	平成26年4月1日

2 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
グループホーム桜ハウス	北九州市小倉北区上富野四丁目12番42号	医療法人北愛会	平成26年4月1日
グループホームほのぼの	福岡県中間市蓮花寺三丁目21番3号	社会福祉法人みんなの家会	平成26年4月1日

3 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
小規模多機能ホーム 桜ハウス	北九州市小倉北区上富野四丁目12番42号	医療法人北愛会	平成26年4月1日

4 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
医療法人池園医院 ちろりん村小規模多機能型居宅介護事業所	北九州市戸畑区中原西三丁目2番10号	医療法人池園医院	平成26年4月1日

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
巡回ステーション けんわ大手町	北九州市小倉北区大手町14番22号	社会福祉法人ライフ北九州	平成26年4月1日

ライフサポートセンター おおごう	北九州市小倉北区清水五丁目11番35号	医療法人おおごう会	平成26年4月1日
------------------	---------------------	-----------	-----------

6 認知症対応型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
ニチイケアセンター下上津役	北九州市八幡西区下上津役二丁目11番21号	株式会社ニチイ学館	平成26年4月1日
愛好の里デイサービス	北九州市八幡西区馬場山東一丁目26番20号	株式会社エルゼ	平成26年4月1日

北九州市告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月16日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業者の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40717 00571	グループホーム みんなの家	福岡県直方市大字上頓野363 5番地1	有限会社グループホームみんなの家	平成26 年3月5 日
40728 00305	グループホームほのぼの	福岡県中間市蓮花寺三丁目21 番3号	特定非営利活動法人みんなの家会宅老所ほのぼの	平成26 年3月3 1日

北九州市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成26年4月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下上津役第三町内会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市八幡西区下上津役四丁目1番4号から9号まで、2番から10番まで及び11番16号から24号まで並びに沖田二丁目4番33号から36号までとする。

4 主たる事務所

北九州市八幡西区下上津役四丁目4番1号

5 代表者の氏名

深田誠二

6 代表者の住所

北九州市八幡西区下上津役四丁目9番6号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成26年4月16日

北九州市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成26年4月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

沼区自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市小倉南区葛原東二丁目9番1号から8号並びに10番14号から26号、葛原東三丁目14番30号、沼本町一丁目3番から4番、5番16号から24号、8番、11番、12番3号から7号及び19号並びに13番から14番、沼本町二丁目1番から11番、12番11号から22号、13番1号から14号並びに14番、沼本町三丁目、沼本町四丁目1番から2番、4番、5番18号から38号、13番から15番、16番2号から33号及び49号から68号、17番60号から63号並びに18番から19番、沼緑町一丁目4番20号から30号、19番10号から19号並びに20番11号から14号、沼緑町二丁目1番から3番、4番1号から4号及び29号から39号並びに5番から10番、沼緑町三丁目6番2号及び20号から24号並びに7番41号から50号及び62号から88号、沼緑町四丁目28番、沼緑町五丁目2番から3番、9番7号から16号及び52号、11番から12番並びに17番、沼南町一丁目1番、4番から11番、12番5号から8号、19号及び39号から59号、13番、14番11号から12号、15番22号並びに16番から19番、沼南町二丁目、沼南町三丁目並びに中吉田一丁目6番7号から8号までとする。

4 主たる事務所

北九州市小倉南区沼本町四丁目14番36号

5 代表者の氏名

平野 求

6 代表者の住所

北九州市小倉南区沼南町三丁目6番28号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成26年4月16日

北九州市上下水道局告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月16日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州上下水道協会	北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月16日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
公益社団法人北九州市観光協会	北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町1番6号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
株式会社味創	北九州市小倉南区中曽根三丁目10番15号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで